

## 中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付要綱

中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付要綱（平成17年中野市告示第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、中高年齢者等の雇用促進を図るため、中高年齢者等を雇用した事業主に対して、予算の範囲内で中高年齢者等雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「中高年齢者等」とは、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 年齢が45歳以上65歳未満の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（成果の指標）

第3条 当該交付事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、中高年齢者等の雇用人数の増加とする。

（交付対象者）

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、市内に事業所（国、地方公共団体及び公共企業体を除く。）を有し、公共職業安定所の紹介により、中高年齢者等を常用労働者（一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である者を除く。以下同じ。）として6月以上雇用した事業主とする。ただし、中高年齢者等を雇い入れた日を基準とし、前後6月の間にやむを得ない事情がある場合を除き、事業主の都合により既に雇用

していた雇用保険の被保険者を解雇したことがない事業主とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、中高年齢者等1人1回に限り10万円とする。

(奨励金交付の条件)

第6条 規則第5条第6項の要綱で定める事項は、次の各号のいずれかの場合を除き、中高年齢者等を雇用した日から1年以上常用労働者として雇用し、その者の労働条件の向上に努めることとする。

- (1) 中高年齢者等が自らの都合により退職したとき。
- (2) 中高年齢者等の責めに帰すべき事由により解雇したとき。
- (3) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めたとき。

(奨励金の交付申請及び実績報告)

第7条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出勤簿又は賃金台帳の写し
- (2) 社会保険又は雇用保険の加入確認ができるものの写し
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し(雇用した中高年齢者等が該当する場合に限る。)
- (4) 公共職業安定所作成の紹介状の写し

2 前項の申請書の提出期限は、中高年齢者等を雇用した日から起算して6月を経過した後、30日以内とする。

(奨励金交付の請求)

第8条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(雇用状況報告)

第9条 奨励金の交付を受けた事業主(次項において「奨励事業主」という。)は、中高年齢者等を雇用した日から起算し、1年以上雇用したときは、中野市中高年齢者等雇用促進奨励金雇用状況報告書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 奨励事業主は、中高年齢者等を雇用した日から起算し、1年を経過する日の前日

までに離職した場合は、離職届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付要綱の規定に基づき交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。